

# 次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施要領

令和3年4月1日  
3林第166号

## （趣旨）

**第1 豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱**（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）別表の2の（1）に規定する次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）（以下「本事業」という。）を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、交付要綱、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）に定めるものほか、この要領の定めるところにより事業を実施するものとする。

## （事業の対象地）

**第2 交付要綱の別表の2の（1）の補助対象経費欄の知事が定める土地は、未立木地、水田跡地等であって、今後、森林として利用される土地とする。**

## （事業の内容等）

**第3 本事業の事業種目、事業内容、補助対象経費、補助額の算出方法及び事業主体は別表1のとおりとする。**

## （事業の対象となる規模等）

**第4 本事業の効果をより発揮させるため、別表1の事業種目欄の1に規定する人工造林等（公共型）（以下「公共型」という。）については、京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号。以下「森林整備交付要綱」という。）に基づき実施する森林整備事業（以下「森林整備事業」という。）と併せて実施するものとし、また、同表の事業種目欄の2に規定する人工造林（非公共型）（以下「非公共型」という。）については、林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱（昭和56年10月21日6林第2085号）の別表1の資源高度利用型施業（以下「資源高度利用型施業」という。）と併せて実施するものとする。**

- 2 別表1の事業内容欄の1に規定する植栽（人工造林）及び3に規定する下刈りについては、1施行地（原則として接続する区域とする。以下同じ。）当たりの面積が0.1ヘクタール以上のものを対象とする。
- 3 別表1の事業内容欄の2に規定する鳥獣害防止施設設置については、森林整備事業又は資源高度利用型施業による植栽木のための施設であって、森林整備事業による人工造林又は資源高度利用型施業と一体的に実施するものとし、原則として同一年度内に実施するもののみを対象とする。
- 4 別表1の事業内容欄の3に規定する下刈りについては、本事業により植栽した植栽木のために行うもののみを対象とする。

5 本事業の事業内容ごとの施行基準は、別表2のとおりとする。

(事業実施計画の協議)

第5 事業主体は、交付要綱第3条に規定する実施計画の協議は、別記第1号様式により事業実施計画書を作成し、知事が別に定める期日までに、当該計画の対象となる実施箇所を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長。以下「振興局長等」という。）に提出して行うものとする。

(事業実施計画の協議結果の通知)

第6 知事は、第5の規定による実施計画の協議結果を事業主体に対し通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7 事業主体は、第5の規定により協議した事業計画を変更する場合は、変更の理由が発生した後速やかに別記第2号様式により変更計画書を振興局長等に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、事業計画量（面積、本数、延長）の3割以内の減並びに指導監督の有無及び社会保険料等の適用の有無の変更とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8 交付要綱第4条第2項に規定する補助金の交付の申請は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は正本1部を振興局長等に提出するものとする。

2 公共型に係る交付申請書の提出は、森林整備事業による人工造林、鳥獣害防止施設等整備又は下刈りの補助金の交付申請と同時にを行うものとし、また、非公共型に係る交付申請書の提出は、資源高度利用型施業の補助金の実績報告と同時にを行うものとする。

3 事業主体は、交付申請を行うに当たり、別記第4号様式による誓約書1部を振興局長等に提出しなければならない。

4 申請の単位等の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全実施要領の運用」という。）6の規定に準ずるものとする。ただし、森林環境保全実施要領の運用6の(10)のアの規定にかかわらず、本事業の補助金交付申請の時期は、事業が完了した日以後に行うものとする。

5 交付申請書における添付書類は、森林整備事業実施要領（平成15年1月7日付け5森第104号）第5の2の(1)の規定を準用する。なお、花粉症対策苗木の植栽（人工造林）を実施する場合は森林整備事業実施要領第5の2の(1)の表のうち、その他のキの(ア)の書類を添付する。ただし、森林整備事業又は資源高度利用型施業による補助を受けようとして添付する書類により、本事業の実施内容が確認できる場合は、本事

業において添付を省略できるものとする。

- 6 事業主体は、補助金の交付申請及び受領については、第三者に委任することができるものとする。なお、申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合、当該申請者（以下「代理申請者」という。）は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とし、交付申請に当たっては、補助金の交付申請及び受領に係る委任状を添付するものとする。

#### （補助金の交付決定及び額の確定）

第9 振興局長等は、補助金の交付申請があった場合、速やかにしゅん工検査及び補助金の査定を行うものとし、別に定めるしゅん工検査調書及び補助調書を作成するものとする。

- 2 知事は、前項のしゅん工検査の結果、事業が適正に完了していると認めるときは、前項の調書に基づき、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時にを行い、申請者に通知するとともに遅滞なく補助金を交付するものとする。
- 3 本事業による補助金の交付決定は、森林整備事業又は資源高度利用型施業による補助金の額の確定があった箇所に限り行うものとする。
- 4 振興局長等は、補助金の額を確定した場合は、速やかにその内容を農林水産部長に報告するものとする。
- 5 申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合は、補助金の交付決定及び額の確定通知並びに交付については、代理申請者を通じて行うものとし、代理申請者は補助金を受領した場合には、森林整備事業実施要領第8の2の(2)から(5)の規定を準用し、事業主体等への補助金の交付その他の処理を行うものとする。

#### （補助金の返還）

第10 補助金の交付を受けた者は、森林整備交付要綱第6条第1項、第4項及び第5項の規定に該当する事実が生じたとき、又は林業成長産業化促進対策事業実施要領の運用について（平成28年7月8日付け8林第416号）の9に違反した等により資源高度利用型施業の補助金相当額を返還するときは、本事業についても補助金相当額を返還しなければならない。

#### （その他）

第11 この事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるほか、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

事業種目	事業内容	補助対象経費	補助額の算出方法	事業主体
1 人工造林等 (公共型)	1 植栽 (人工造林)	健全な森林の造成を目的として行う植栽（地ごしらえを含む）に要する経費	補助金の額は、森林整備事業実施要領第6の1の(1)で定める標準経費に同第6の4で定める査定係数の100分の1を乗じたものに100分の15を乗じて求めるものとする。  補助金額 =標準経費 ×査定係数/100 ×15/100	次のいずれかに該当する者 (1)市町村 (2)森林所有者 (3)森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会（以下「森林組合等」という。） (4)森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号の規定による特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人等」という。） (5)森林法施行令第11条第8号の規定による森林所有者の団体（以下「森林所有者の団体」という。） (6)森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林經營計画の認定を受けた者（以下「森林經營計画の認定を受けた者」という。） (7)森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）
	2 鳥獣害防止 施設設置	本事業により植栽した樹木の保全を目的として行う野生鳥獣による被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設の設置に要する経費		
	3 下刈り	本事業により植栽した樹木の保育を目的として行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費		

2 人工造林 (非公共型)	1 植栽 (人工造林)	事業種目欄の1の事業内容欄の1に準ずる。	<p>補助金の額は、知事が別に定める定額単価のうち地ごしらえ及び植栽に係る経費に間接費相当額を加え、事業実施面積を乗じた額（「以下「植栽定額経費」という。）と、地ごしらえ及び植栽の実施に要した経費（以下「植栽実行経費」という。）を比較し、次により求めるものとする。</p> <p>(1) 植栽定額経費が植栽実行経費以下の場合 植栽定額経費に2を乗じたものに100分の15を乗じる。 ただし、植栽定額経費と植栽実行経費の差額を上限とする。</p> <p>(2) 植栽定額経費が植栽実行経費を超える場合 補助金を交付しない。</p>	次のいずれかに該当する者 (1)市町村 (2)林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき知事が選定する林業経営体
	2 鳥獣害防止施設設置	事業種目欄の1の事業内容欄の2に準ずる。	<p>補助金の額は、知事が別に定める定額単価に事業実施量を乗じた額（「以下「鳥獣定額経費」という。）と、事業の実施に要した経費（以下「鳥獣実行経費」と</p>	

いう。) を比較し、次により求めるものとする。

- (1) 鳥獣定額経費が鳥獣実行経費以下の場合  
鳥獣定額経費に2を乗じたものに100分の15を乗じる。  
ただし、鳥獣定額経費と鳥獣実行経費の差額を上限とする。
- (2) 鳥獣定額経費が鳥獣実行経費を超える場合  
補助金を交付しない。

別表 2

## 1 人工造林の基準植栽本数

樹種	基準植栽本数（1ヘクタール当たり）
スギ、ヒノキ	2,000本以上
アカマツ、クロマツ、その他針葉樹、クヌギ、コナラ、その他広葉樹	1,500本以上

## 2 鳥獣害防止施設設置

鳥獣害防止施設は、野生鳥獣による被害の発生が予想される箇所に次の基準により設置するものとし、森林整備事業で定める標準単価の積算基礎と同等以上の施工とすること。また、設置後は、事業効果が十分発揮されるよう事後管理を徹底すること。

区分	基準
防護柵	<p>(1) 防護柵本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用するネットは、幅1.8m以上でメッシュは10cm以下のものとし、ステンレス線入り又はステンレス線入りと同等の強度を有するものであること。</li> <li>・ 支柱（立木を活用する場合は立木）の間隔は、5m以下とし、防護柵全体が自立するように施行すること。</li> <li>・ シカ等の飛び越えによる侵入を抑制するため、ネットのたるみが生じないように施行し、使用するネット幅と同等程度の高さを確保すること。</li> <li>・ ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかりと固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。</li> </ul> <p>(2) スカートネット（設置する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用するネットは、幅1.35m以上でメッシュは10cm以下のものとする。</li> <li>・ 現地の状況に応じ、地上から50～100cm高さで防護柵本体と固定すること。</li> <li>・ ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかりと固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。</li> </ul>
忌避剤	・ 原則、植栽木の全数に散布することとし、薬剤の希釈倍

	率、使用量等は使用薬剤に係るメーカー仕様書によること。
食害防止チューブ (ネット)	・原則、植栽木の全数に設置するものとする。

### 3 下刈り

原則として全面刈払い（年1回）により雑草木を除去する。